

7ページの記事に誤りがありましたので、訂正いたします。

有害鳥獣被害を防止するために

宇都宮市では、イノシシ・ハクビシンなどによる被害を防止するため、宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、「わなの貸出」や、「捕獲や被害防除に要する費用の一部補助」を行っております。補助には要件がありますので、事前にお問い合わせください。

事業の内容

- (1) **ハクビシン・タヌキ・アライグマ用わなの貸出**
無料、1人(1団体)で1基まで
 - ・ 市内に住所(本店、営業所)または耕作地(家庭菜園は含まない)を有する個人(団体)
 - ・ 有害鳥獣捕獲許可を受けている(者がいる)こと
 ※令和2年度より、捕獲した個体(本人所有のわなによる捕獲でも可)の処分支援事業(無料)を開始。わな設置、捕獲した個体の処分への補助事業については、令和元年度をもって終了。
- (2) **わな購入への補助**
 - ・ 市内に住所(本店、営業所)または耕作地(家庭菜園は含まない)を有する個人(団体)
 - ・ 有害鳥獣捕獲許可を受けている(者がいる)こと
 - ・ 過去2年間に同一の補助を受けていないこと
 - ・ わなの購入費用の1/2(補助上限額50,000円)
- (3) **わな猟免許取得への補助**
 - ・ 市内に住所を有する個人
 - ・ わな猟免許証が交付され、栃木県狩猟者登録台帳に登録されていること
 - ・ わな猟免許を取得した年度内に申請すること
 - ・ 免許取得費用の1/2(補助の上限額10,000円)
- (4) **イノシシなどの防護柵設置への補助**
 - ・ 市内に耕作地(家庭菜園は含まない)を有する個人(農業者のみ)または団体(団体は構成員3名以上)
 - ・ 耕作地の周囲に100m以上設置すること
 - ・ 設備・機器の購入費用の1/2(補助上限額45,000円)
 ただし、団体の場合は費用の1/2か45,000円に実施者数を乗じた額のうち低い金額

【問い合わせ先】 農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎(632)2477